



平成29年度「消費者行政ブロック会議」 (北海道・東北ブロック)資料

平成29年10月11日

財務省 北海道財務局
東北財務局

多重債務者対策と多重債務問題の現状

多重債務問題と平成18年の貸金業法改正

- 貸金業者による消費者向け貸付を中心に、巨大な貸金市場が形成
【貸金業者による無担保無保証の消費者向け貸付け（平成19年2月末時点）】
貸付残高 約13.8兆円 利用者数 約1,170万人
(少なくとも国民の10人に1人は、いわゆる消費者金融の利用者)

- 多重債務問題の深刻化（借り手の返済能力を上回る貸付けが行われ、多重債務者が多く発生）
平成19年2月末時点で5件以上の利用者は**約180万人**、これらの者の平均借入総額は**約240万円**

- ※ 多重債務問題の直接の背景として考えられるもの
- ・ 高金利
 - ・ 過剰な貸付け（貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分）
 - ・ 商品性（借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム）
 - ・ 借り手の金融知識・計画性の不足 等

貸金業法制定以来の抜本改正（多重債務問題への抜本的総合的対策）

- ① 貸金業の適正化のための規制の見直し（参入規制・行為規制の強化等）
- ② 過剰貸付抑制のための総量規制の導入等（年収の3分の1を超える借入れは原則禁止）
- ③ 金利体系の適正化
- ④ ヤミ金融対策の強化

(注) 数値には、リボルビング契約の契約者で残高のない者及び既に自己破産して残高のない者は含まれていない。
データ出典：全国信用情報センター連合会（現日本信用情報機構）の保有データ

5件以上無担保無保証借入の残高がある人数及び貸金業利用者の一人当たり残高金額

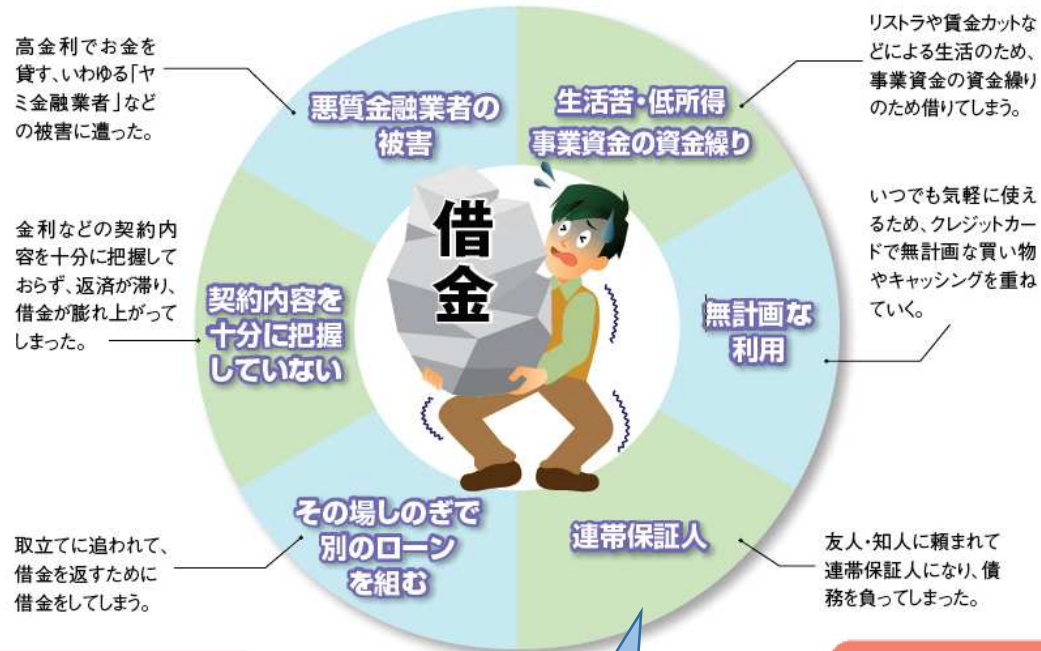
	19年 3月末	20年 3月末	21年 3月末	22年 3月末	23年 3月末	24年 3月末	25年 3月末	26年 3月末	27年 3月末	28年 3月末	29年 3月末
5件以上無担保無保証借入の残高がある人数【万人】	171	118	73	84	70	44	29	17	14	12	9
(参考) 3件以上無担保無保証借入の残高がある人数【万人】	443	378	319	374	331	257	211	159	140	130	115
1人当たり残高金額【万円】	116.9	106.6	95.7	79.7	67.1	59	54.8	52.6	52.4	52.6	52.8

(出典) ㈱日本信用情報機構

(注) 平成21年3月末までは全国信用情報センター連合会(現㈱日本信用情報機構)の情報。平成22年3月末以降は㈱日本信用情報機構の情報並びに同社と合併した㈱テラネット及び㈱シーシービーの情報に基づくもの。

多重債務に陥る原因

「自分だけは大丈夫!」と思っても、不意なことで誰でも多重債務に陥る可能性があります。



自分ひとりで抱え込まない

多重債務に陥ってしまったら、まず多重債務相談窓口へ相談しましょう。ひとりで悩んでいる間にも借金は膨らんでいきます。

返済が遅延したらどうなるの?

返済期限を過ぎてもお金を返さない遅延状態が一定期間続くと「指定信用情報機関」などに延滞情報が登録されます。また、延滞金利が発生し、金利は借った金利に比べて大幅に高くなります(上限は20%)。延滞状態が続くとクレジットカードが新たに作れない、カードの利用が止められる、ローンが組めないなど、クレジットやローンの利用に支障が出る可能性があります。

もし、
多重債務を
抱えてしまったら...

自分の借金を把握する

多重債務者のほとんどが、いくら借りているのか、金利はどのくらいか、毎月の返済にいくら必要かを正確に把握できていません。まずはしっかり把握することが大切です。

携帯電話代、延滞していませんか?

携帯電話端末購入時に分割払いを選択した場合、月々の請求には、通信料だけでなく、携帯電話端末代の分割支払金も含まれていることになります。この場合、携帯電話端末代金の支払いが滞ると、指定信用情報機関に滞納の情報が登録され、それにより将来、クレジットカードを作れなくなったり、ローンを組めなくなったりするおそれがありますので注意しましょう。

多重債務者相談体制の整備・強化に係る現在の取組み状況

「多重債務問題改善プログラム」及び「借り手の目線に立った10の方策」で主要な課題として掲げられている多重債務者相談体制の整備・強化に関し、以下の取組みを実施。

- 各地方財務局・財務支局に相談員を配置し、多重債務者向けの相談業務を実施
- 全国の自治体に多重債務相談窓口を設置するよう要請
- 地方自治体の相談機関等との連携を図るため、各自治体等の相談員向けの「多重債務者相談の手引き」を作成・配布するとともに、その普及を含む相談対応の向上のための研修会を開催
- 「多重債務者相談強化キャンペーン」(毎年9～12月)を実施
(各都道府県に呼びかけ、無料相談会の開催等の取組みを重点的に行うもの)

地方自治体等との連携の状況（北海道財務局）

北海道（振興局）との共催による相談会の実施

北海道財務局
多重債務相談窓口

北海道
（総合）振興局



- 北海道財務局（財務事務所・出張所）所在地以外の地域において、北海道の各（総合）振興局との共催により、当局の専門相談員が出張して相談会を開催。
（H28年度：留萌振興局など4回開催）

市町村主催の相談会への当局専門相談員の派遣

北海道財務局
多重債務相談窓口

市町村
市民相談窓口



- 富良野市から要請を受け、富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の住民を対象とした沿線総合相談会の開催にあたり、当局から専門相談員を派遣。（年2回継続）
（借金相談、金融一般の相談を受付）

台風10号被害に係る特別総合行政相談所への派遣

- H28年度発生した台風10号により、被害を受けた南富良野町及び清水町において、北海道管区行政評価局が開設する特別行政相談所に、当局から専門相談員を派遣。

《開催実績》

- H26年度：家計管理（講師：貸金業協会）
- H27年度：現代日本の家計（講師：大学准教）
- H28年度：多重債務相談対応（講師：貸金業協会）
個人信用情報（講師：CRIN協議会）

各種勉強会の開催

多重債務相談勉強会、スキルアップ勉強会

- 多重債務相談に深く関係する、家計管理や心の問題といった事項の知識を深めるべく、これらの分野の専門家を講師に招き、スキルアップ勉強会を開催。（本局）
- 消費生活相談、社会福祉、保健福祉、税務などの担当者を対象とし、当局専門相談員による勉強会、意見交換会を開催。
（28年度：本局、函館出張所、宗谷総合振興局など12回開催）

地方自治体等との連携の状況（東北財務局）

出張無料相談会の開催

- 自治体の施設をお借りして、東北財務局・各財務事務所所在地以外の地域において、当局の専門相談員が出張して相談会を開催。（H28年度：宮城県内2回、岩手県内2回、山形県内3回、福島県内3回実施）

行政困りごと相談所への派遣

- 管区行政評価局が仙台市内の商業施設内に常設している総合行政相談所（通称:行政困りごと相談所）に、当局から専門相談員を毎月2回派遣。

出前講座の展開

- 金融リテラシーの普及・向上を図るための「金融経済教育講座（小中高校生）」、振り込め詐欺等の特殊詐欺を未然に防ぐための「金融犯罪防止講座（高齢者等）」を、出前講座として各地で展開。H28年度:433回実施）

市町村広報誌への掲載

東北財務局
多重債務相談窓口

市町村



- 多重債務相談窓口、出前講座のご案内を市町村広報誌への掲載を定期的に要請（年4回）。広報誌を見たという相談者が増加している。

市町村相談員向け研修会等への講師派遣

- 各県消費生活センターが主催する市町村消費生活指導員に対する研修会等において、専門相談員等を講師として派遣。
28年度:東北6県で8回実施しているが、このうち3箇所では、日本貸金業協会へ講師派遣を要請し、「カウンセリング的アプローチを用いた相談対応」「家計管理支援の実務」「相談事例によるロールプレイング」などをテーマに実施。

「多重債務者相談強化キャンペーン2017」の概要

1. 趣旨

「多重債務者相談強化キャンペーン」は、「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月20日多重債務対策本部決定)に基づき、潜在的な相談者の掘り起こし及び常設相談窓口の認知度向上等を図ることを目的とし、平成19年度より毎年度実施。

2. 期間

平成29年9月1日～12月31日

3. 主催

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター

4. 実施概要

- ・ 各都道府県・関係団体の共同による無料相談会の開催
- ・ 都道府県・市区町村や財務局等の常設相談窓口の周知徹底

5. 実施に当たって

- ・ 各都道府県には、金融庁から別途協力を要請しており、キャンペーンのご理解、ご協力をお願いしたい。
- ・ 各都道府県におけるキャンペーン期間中の取り組みに当たって、財務局から最大限の貢献をしたいので、必要があればお声掛け願いたい。

相談窓口の整備状況

- ◆ 北海道財務局では3名、東北財務局では8名(本局3名、管内財務事務所各1名)の専門相談員を配置し、多重債務相談を受付けている。

相談窓口及び担当課

【北海道財務局】

- ・ 多重債務者相談窓口 011-807-5144
- ・ 金融監督第三課 011-709-2311(内4314)

【東北財務局】

- ・ 多重債務者相談窓口 022-266-5703
- ・ 金融監督第三課 022-263-1111(内3080)
- ・ 青森財務事務所 多重債務者相談窓口 017-774-6488
- ・ 盛岡財務事務所 多重債務者相談窓口 019-622-1637
- ・ 秋田財務事務所 多重債務者相談窓口 018-862-4196
- ・ 山形財務事務所 多重債務者相談窓口 023-641-5201
- ・ 福島財務事務所 多重債務者相談窓口 024-533-0064